

現行リストの概要

1. 作成の目的

本リストは、我が国の生物多様性を保全するため、愛知目標の達成を目指すとともに、さまざまな主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図ることを目的とし、国民の生物多様性保全への関心と知識を高め、適切な行動を呼びかけるためのツールとして活用する。

なお、掲載種は生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び社会的状況も踏まえて選定したが、特定外来生物及び未判定外来生物以外は外来生物法に基づく規制の対象にはならないことに留意。

2. リストの作成方法

(1) 作成手順

以下、①～④の作業によりリストを作成した。

①リスト作成の基本方針を作成（検討会による作業）

②リスト掲載候補種のリスト作成（事務局による作業）

既存のリスト（IUCN ワースト 100、日本の外来種ワースト 100、ISSG、地方版外来種リスト等）、要注外来生物リスト、専門家から提供された情報をもとに、検討を行う種を抽出。

③候補種の評価（検討会による作業）

（2）の評価基準に沿い、リストへの掲載適否を判断。

④付加情報の整理（事務局・検討会による作業）

リストの掲載種についてはカテゴリ区分はじめ付加情報を整理。

(2) 掲載種の評価基準

対象種の侵略性により「◎」「○」「×」「－」の4段階で評価した上で、以下Ⅰ～ⅣまたはⅠ～Ⅴの観点から総合的に判断し、掲載種を選定した。

▼侵略性に関する評価基準（4段階）

「◎」…情報があり、その評価基準について「強い」「高い」「大きい」又は「可能性が高い」。

「○」…情報があり、その評価基準について「ある」又は「可能性がある」。

「×」…情報があり、その評価基準について「基準を満たさない」「ない」。

「－」…現時点では、該当する情報を得ていない。

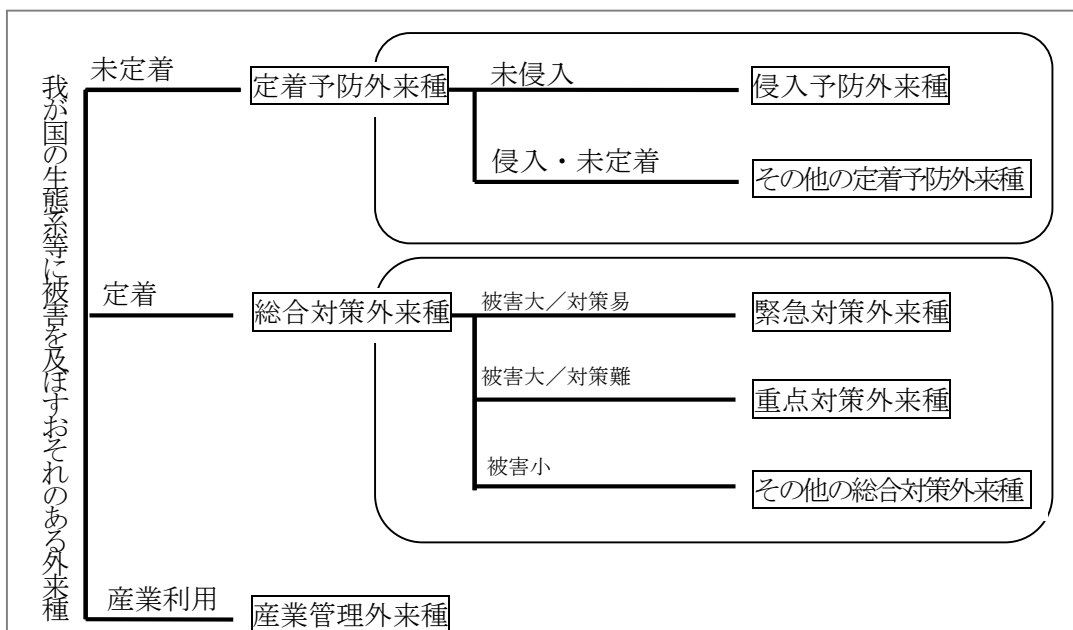
▼リスト掲載適否の判断基準

- 動物：次のⅠ～Ⅳに1つ以上該当する種類について、リスト掲載対象とする。
 - Ⅰ. 生態系被害が大きいもの（生態系被害で「◎」となる、複数の項目で「○」となることなどを重視）
 - Ⅱ. 生物多様性保全上重要な地域に侵入し、問題になっている又はその可能性が高い（「重要地域」への被害が「◎」となることを重視）
 - Ⅲ. 生態系被害のほか、人体や経済・産業に大きな影響を及ぼすもの（生態系被害で「○」と評価されている、「人体」被害や「経済・産業」被害が「◎」となることを重視）
 - Ⅳ. 知見が十分でないものの、近縁種や同様の生態を持つ種が明らかに侵略的であるとの情報があるもの、又は、近年の国内への侵入や分布の拡大が注目されている等の理由により、知見の集積が必要とされているもの

- 植物：次のⅠ～Ⅴに1つ以上該当する種類について、リスト掲載対象とする。
 - Ⅰ. 生態系被害のうち交雑が確認されている、又はその可能性が高いもの。（「生態系被害」の「交雑」が「◎」となることを重視）※生態系被害の中でも、交雑は不可逆的な影響であるため特に重視。
 - Ⅱ. 生物多様性の保全上重要な地域で問題になっている、又はその可能性が高いもの。（「重要地域」への被害が「◎」となることを重視）
 - Ⅲ. 人体に重篤な被害を引き起こす、又はその可能性が高いもの。（「人体」被害が「◎」となることを重視）
 - Ⅳ. 生態系被害のうち競合又は改変の影響が大きく、かつ分布拡大・拡散の可能性も高いもの。（「生態系被害」のうち、「競合」又は「改変」が「◎」で、かつ「分布拡大・拡散」、「利用」、「付着・混入」の複数項目が「◎」となることを重視）※生態系被害の中でも、競合又は改変の影響が、拡大、継続することを重視。
 - Ⅴ. 生態系被害のほか、人体や経済・産業へ幅広く被害を与えており、かつ分布拡大・拡散の可能性もあるもの。（「生態系被害」の「競合」又は「経済・産業」が「◎」、「重要地域」又は「人体」が「○」、「分布拡大・拡散」、「利用」、「付着・混入」が「◎」となることを重視）

3. カテゴリ区分

掲載種は、侵入・定着状況及び対策の方向性・優先度に応じてカテゴリ区分した。



(1) 未定着のもの…定着を予防する外来種（定着予防外来種）

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。

(i)侵入予防外来種：国内に未侵入の種。特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある。

(ii)その他の定着予防外来種：侵入の情報はあがるが、定着は確認されていない種。

(2) 定着が確認されているもの…総合的に対策が必要な外来種（総合対策外来種）

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害のおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除（野外での取り除き、分布拡大の防止等）、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。

(i)緊急対策外来種：「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方にに基づき、被害の深刻度に関する基準として①～④のいずれかに該当することに加え、対策の実効性、実行可能性として⑤に該当する種。特に緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある。

(ii)重点対策外来種：「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方にに基づき、被害の深刻度に関する基準として①～④のいずれかに該当する種。甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。

(iii)その他の総合対策外来種

▼緊急対策外来種、重点対策外来種における対策の優先度の考え方

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対し甚大な被害を及ぼす⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る。（対策の実効性、実行可能性） |
|--|

(3) 産業又は公益的に重要で利用されているが代替性のないもの…適切な管理が必要な産業上重要な外来種（産業管理外来種）

産業又は公益的役割において重要であり、現状では生態系等への影響がより小さく、同等程度の社会経済的効果が得られるというような代替性がないため、利用において逸出等の防止のための適切な管理に重点を置いた対策が必要な外来種。利用にあたっては種ごとに示す利用上の留意事項※に沿って適切に管理を行うことを呼びかけるもの。

※利用上の留意事項：産業管理外来種については、利用の回避・抑制、侵略性のない代替種の開発・普及又はリスクを低減若しくは抑制するための管理の実施・普及が期待される。掲載種には種毎に利用状況や利用上の留意事項を記載しており、産業管理外来種については利用上の留意事項に沿って適切な管理を行うことが期待される。

4. 2及び3の他に整理した情報

- ・ 特定外来生物か否か
- ・ 定着段階：「未定着」「定着初期／限定分布」、「分布拡大期～まん延期」の3区分で整理。

「感染症・寄生生物」／「小笠原・南西諸島」

- ・特に問題となる地域・環境
 - ・基礎情報（原産地、国外由来／国内由来の別等）
- 等

5. 期待する役割・効果

- ・広く国民全般、さまざまな主体に対して：各主体の外来種対策へのより積極的な参加・協力の促進
- ・関係事業団体や外来種を利用しようとする主体に対して：リスト掲載種の利用抑制・適切な管理
- ・防除等のより具体的な行動をしようとする主体に対して：防除等の外来種対策の普及・促進（対策の検討における基礎資料としての活用）
- ・国、地方公共団体、研究機関等に対して：地域毎の対策推進のための外来種リストの整備の促進
調査研究、モニタリングの実施の促進
外来種対策の促進
- ・国（外来生物法の運用）に対して：特定外来生物への追加指定

※別添資料

- ・別添1. リスト作成手順の流れ（詳細）
- ・別添2. カテゴリ区分
- ・別添3. 掲載種数一覧

リスト掲載種の選定

検討対象

← : 選定作業の流れ

海外から導入される外来種

- ・定着しているもの
(動物・植物)

約2500種類

別途検討する種類

- ・国内由来の外来種
- ・日本に未定着のもの
- ・微少な生物
(寄生虫・感染症等)
- ・その他

特定外来生物

113種類

要注意外来生物

148種類

※未判定外来生物は、必要のあるものについて検討を行う。

侵略性の評価

生物学的条件

- ・定着の可能性
(生態的特性: 気候適合性、環境適合性、繁殖特性、食性)
- ・被害の甚大性
(生態系被害に関する評価: 競合、交雑、捕食など)
- ・分布拡大・拡散の可能性
(生物体・散布体が小さく発見が困難であるなど非意図的に拡散されやすい生物など)

自然環境・社会経済条件

- ・定着・分布拡大/拡散の可能性
(大量輸入、野外無管理利用等)
- ・生物多様性保全上重要な地域への影響 (国立公園等)
- ・特に問題となる被害
(甚大な人的被害・経済被害など)

我が国の生態系等に被害を及ぼす外来種リスト

429種類

掲載種

(特定外来生物)

掲載種

(特定外来生物以外)

リスト作成による効果を得るため付加・整理

<対策の方向性によるカテゴリ>

- ・「定着を予防する外来種」: さらに「侵入予防外来種」を特記
- ・「総合的に対策が必要な外来種」: さらに「緊急対策外来種」「重点対策外来種」を特記
- ・「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」

<定着段階の区分>

- ・「未定着」「定着初期/限定分布」「分布拡大期～まん延期」の3区分、
- ・感染症・寄生生物 ・小笠原諸島・南西諸島

<リストの作成>

- ・カテゴリ区分 ・外来生物法指定の状況 ・侵略性に係る情報(被害、利用等)

<付加情報の整備>

- ・基本情報(名称、原産地等) ・侵略性に係る情報(被害、利用、定着状況等)
- ・対策に係る情報(方向性等)

リスト作成により期待される効果

- ・各主体のより積極的な参加・協力の促進
- ・調査研究、モニタリングの実施や防除等の外来種対策の普及・促進
(防除の優先順位づけにも活用: 各主体における対策においては、本リストを基礎資料とし、「外来種被害防止行動計画」に示した対策の優先度の考え方に沿って検討する)
- ・リスト掲載種の利用抑制・適切な管理
- ・特定外来生物への追加指定の基礎資料
- ・地方版外来種リストの整備の促進

継続的なリストの見直し・追加

- ・新たな外来種の侵入
- ・新たな科学的知見の集積
- ・分布状況の把握

見直し作業

計429種類

侵略性が高く、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがあるものを生態的特性及び我が国に導入される社会的状況も踏まえて選定した外来種のリストです。特定外来生物以外は外来生物法に基づく規制の対象にはなりません、今後の外来種対策の基礎的情報として、様々な主体へ適切な行動を呼びかけるものです。各主体における対策の検討・実施に資するよう、対策の方向性から以下のカテゴリに分類します。

定着を予防する外来種(定着予防外来種) 全101種

国内に未定着のもの。定着した場合に生態系等への被害のおそれがあるため、導入の予防や水際での監視、野外への逸出・定着の防止、発見した場合の早期防除が必要な外来種。

侵入予防外来種 : 国内に未侵入の種。

特に導入の予防、水際での監視、バラスト水対策等で国内への侵入を未然に防ぐ必要がある。

全26種(例:カワホトギスガイ)

その他の定着予防外来種 : 侵入の情報はあるが、定着は確認されていない種。

全75種(例:ミステリークレイフィッシュ)

総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種) 全310種

国内に定着が確認されているもの。生態系等への被害を及ぼしている又はそのおそれがあるため、国、地方公共団体、国民など各主体がそれぞれの役割において、防除(野外での取り除き、分布拡大の防止等)、遺棄・導入・逸出防止等のための普及啓発など総合的に対策が必要な外来種。

緊急対策外来種: 「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方(※)に基づき、被害の深刻度に関する基準①～④のいずれかに該当することに加え、対策の実効性、実行可能性として⑤に該当する種。

対策の緊急性が高く、特に、各主体がそれぞれの役割において、積極的に防除を行う必要がある。

全50種(例:オオクチバス)

重点対策外来種: 「外来種被害防止行動計画」における対策の優先度の考え方(※)に基づき、被害の深刻度に関する基準①～④のいずれかに該当する種。

甚大な被害が予想されるため、特に、各主体のそれぞれの役割における対策の必要性が高い。

全110種(例:スクミリンゴガイ)

その他の総合対策外来種

全150種(例:ワカケホンセイインコ)

適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)

産業又は公益的役割において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理を行うことが必要な外来種。種ごとに利用上の留意事項を示し、適切な管理をよびかける。

全18種(例:セイヨウオオマルハナバチ)

※緊急的防除種、重点対策種における対策の優先度の考え方の基準
(被害の深刻度)

- ①生態系に係る潜在的な影響・被害が特に甚大
- ②生物多様性保全上重要な地域に侵入・定着し被害をもたらす可能性が高い
- ③絶滅危惧種等の生息・生育に甚大な被害を及ぼす可能性が高い
- ④人の生命・身体や農林水産業等社会経済に対して甚大な被害を及ぼす
(対策の実効性、実行可能性)
- ⑤防除手法が開発されている、又は開発される見込みがある等、一定程度の知見があり、対策の目標を立て得る

	カテゴリ	植物	動物									計
				哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	陸生節足動物	その他無脊椎動物	
国外由来	定着を予防する外来種(定着予防外来種)	22	78	12	2	12	8	21	8	5	10	100
	侵入予防外来種	1	24	1	0	0	4	5	5	4	5	25
	その他の定着予防外来種	21	54	11	2	12	4	16	3	1	5	75
	総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)	154	127	23	13	9	5	31	11	4	31	281
	緊急対策外来種	15	33	11	2	5	1	4	3	3	4	48
	重点対策外来種	62	29	11	4	1	3	2	3	0	5	91
	その他の総合対策外来種	77	65	1	7	3	1	25	5	1	22	142
	適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)	14	4	0	0	0	0	3	1	0	0	18
	小計	190	209	35	15	21	13	55	20	9	41	399
	国内由来*	定着を予防する外来種(定着予防外来種)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
侵入予防外来種		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他の定着予防外来種		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総合的に対策が必要な外来種(総合対策外来種)		9	20	6	0	5	2	4	2	0	1	29
緊急対策外来種		1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
重点対策外来種		6	13	5	0	5	2	0	0	0	1	19
その他の総合対策外来種		2	6	0	0	0	0	4	2	0	0	8
適切な管理が必要な産業上重要な外来種(産業管理外来種)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	10	20	6	0	5	2	4	2	0	1	30	
合計	200	229	41	15	26	15	59	22	9	42	429	

* 国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種を含む